

保存期間	3年（令和8年12月31日まで）
有効期間	3年（令和8年12月31日まで）

福 警 総 第 3 4 7 号
令 和 5 年 3 月 3 1 日

各部長
殿
各所属長

警察本部長

福岡県警察行政機関等匿名加工情報提供事務取扱要綱の制定について（通達）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく福岡県警察本部長に対する行政機関等匿名加工情報の提供に関する提案等の事務処理に関し、別添のとおり福岡県警察行政機関等匿名加工情報提供事務取扱要綱を制定したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

主務課係名	総務課情報公開係	電話番号	2145
-------	----------	------	------

別添

福岡県警察行政機関等匿名加工情報提供事務取扱要綱

第1 目的

この要綱は、福岡県警察本部長に対する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。）及び「福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例」（令和4年福岡県条例第43号。以下「条例」という。）に基づく行政機関等匿名加工情報の提供に関する提案（以下「提案」という。）等に係る事務取扱に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 用語の定義

この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 提案窓口 福岡県警察における行政機関等匿名加工情報の提供に関する相談及び案内並びに提案の募集及び受付を行うための窓口をいう。
- (2) 所属 福岡県警察本部（以下「本部」という。）の課、監察官室及び部の附置機関、福岡市警察部特別遊撃隊、北九州市警察部機動警察隊、警察学校並びに警察署をいう。
- (3) 主管課 提案に係る個人情報ファイルを保有している所属をいう。その他の用語の定義は、法、政令、規則及び条例の定めるところによる。

第3 体制等

1 提案窓口の場所

総務部総務課（以下「総務課」という。）情報公開室に、提案窓口を置く。

2 各所属の事務内容

(1) 総務課が行う事務

- ア 行政機関等匿名加工情報の提供についての相談及び案内に関すること。
- イ 提案の募集及び受付に関すること。
- ウ 手数料の納付に関すること。
- エ 行政機関等匿名加工情報の提供に関する事務についての連絡調整に関すること。
- オ 行政機関等匿名加工情報の提供の実施に関すること。
- カ その他行政機関等匿名加工情報の提供に関する事務の総括に関すること。

(2) 主管課が行う事務

- ア 提案の審査に関すること。
- イ 提案をした者(以下「提案者」という。)への通知に関すること(手数料の積算を含む。)
- ウ 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結に関すること。
- エ 行政機関等匿名加工情報の作成に関すること。
- オ 行政機関等匿名加工情報の提供の実施の準備及び立会い等に関すること。

第4 相談及び案内

総務課は、提案を行いたい旨の相談等があった場合は、手続等について説明する。

この場合において、総務課は、主管課の担当者その他適切な者の立会い及び助言を求めることができる。

なお、再度の問合せや事後の提案に備え、対応の経緯等について必要に応じて応接記録を作成する。

第5 提案の募集

総務課は、法第110条各号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載した個人情報ファイルについて、毎年度1回以上、募集の開始の日から30日以上の間を定めて、福岡県警察ホームページに募集要綱を掲載することにより、提案の募集を行う(法第111条及び規則第53条第1項)。

第6 提案の受付等

1 受付時の確認事項

提案書(法第112条第2項に定める書面をいう。以下同じ。)受付時における主要な確認事項は次のとおりである。

- (1) 募集期間内に行われた提案であるかどうか。
- (2) 募集の対象となる個人情報ファイルに係る提案であるかどうか。
- (3) 提案書は、規則の別記様式第七を用いているかどうか(法第112条第2項及び規則第54条第1項)。
- (4) 提案書の記載事項に不備がないかどうか(法第112条第2項各号及び規則第54条第3項)。
- (5) 提案書の添付書類に不備がないかどうか(法第112条第3項各号及び規則第54条第4項)。
- (6) 代理人による提案の場合は、当該代理人の権限を証する書面が添付されているかどうか(規則第54条第2項)。

2 確認に当たっての留意事項

(1) 募集の対象となる個人情報ファイルに係る提案に該当しない場合の処理

提案に係る個人情報ファイルが、募集の対象に該当しない旨を教示するなど、適切な情報提供に努める。

(2) 電話又は口頭等による提案への対応

提案は、書面の提出によるとされており、電話又は口頭等による提案は認められない旨を教示するなど、適切な情報提供に努める（法第112条第2項）。

(3) 訂正の求め

提案書に必要事項が記載されていない場合又は必要な添付書類が揃っていない場合等、提案に形式的な不備がある場合は、受付時に訂正を求める。

ただし、提案書及び添付書類（以下「提案書類」という。）が送付された場合その他受付時に訂正を求めることができない場合は、総務課において提案者又はその代理人（以下「提案者等」という。）と連絡を取り、訂正を求める（規則第54条第7項）。

3 提案の受付

提案に形式的な不備がない場合は、受付をする。

提案に形式的な不備がある場合には、提案者等に訂正させた上で受付をする。

4 提案書類の主管課への配付

3により受付をした提案書類は、主管課に配付するとともに、総務課において写しを保管する。

第7 提案の審査及び審査結果の通知等

1 提案の審査

主管課は、提案書類を受け取った場合は、当該提案が次に掲げる基準（以下「審査基準」という。）に適合するかどうかの審査を行う（法第114条第1項各号）。

この場合において、提案書類の記載が不十分である等の理由により、十分な審査ができないと認めるときは、提案者等と連絡を取り、説明又は訂正を求める（規則第54条第7項）。

(1) 欠格事由

提案者が法第113条各号に定める欠格事由に該当しないことを誓約書等により確認する。

なお、誓約書については、規則の別記様式第八を用いることとされている（規則第54条第6項）。

(2) 行政機関等匿名加工情報の本人の数

行政機関等匿名加工情報の本人の数が規則第56条で定める数（1,000人）以上で

あり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であることを確認する。

なお、提案に係る個人情報ファイルを構成する本人の数は、原則として募集期間終了時における数を確認するものとする。

(3) 行政機関等匿名加工情報を作成するための加工方法

当該提案に係る加工方法が規則第62条各号に掲げる基準に照らして適切なものであることを確認する。

なお、確認に当たっては、提案書から、個人情報ファイルに含まれる保有個人情報の加工方法が明確に特定できることが必要であり、不明な点や曖昧な点については、提案者等に対して説明又は訂正を求め、提案者等との間で認識に相違が生じないように留意すること。

(4) 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業の目的及び内容

提案書に記載の事業が、新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを確認する。

例えば、提案書記載の事業内容及び添付書類からみて、事業の目的及び内容が反社会的なものであると認められる場合や興味本位の提案であると認められる場合等、提案に係る行政機関等匿名加工情報を利用する必要性が著しく乏しいと認められる場合は、本基準に適合しないこととなる。

また、事業の直接的な目的が提案者の利益に資するものであっても、事業活動を通じて、当該事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資すると認められる場合は、本基準に適合し得ることとなる。

(5) 行政機関等匿名加工情報の利用期間

提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用期間が、利用目的、利用方法及び事業内容等からみて必要な期間であることを事業計画等により確認する。

なお、利用期間は、法第118第1項の手続により実質的に延長をすることができる場合がある。

(6) 行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法並びに安全管理の措置

提案書に記載の行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法並びに提案に係る行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止その他当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであることを確認する。

なお、行政機関等匿名加工情報の提供を受けた者においては、当該行政機関等匿名加工情報を法第2条第6項に規定する匿名加工情報として取り扱うことから、当該匿名加工情報について、本人識別行為が禁止される（法第45条）ほか、安全管理のために必要かつ適切な措置等が必要とされる（法第46条）ことに留意すること。

(7) 行政機関等の事務の遂行に著しい支障を及ぼさない範囲での作成の可否

行政機関等の事務の遂行に著しい支障を及ぼさない範囲で当該行政機関等匿名加工情報を作成することができるかどうかを確認する（規則第58条）。

なお、次のような場合は、著しい支障を及ぼすと判断することとなる。

ア 作成業務を受託する民間事業者がなく、行政機関等自らが作成するとすると事務の遂行に著しい支障が及ぶ場合

イ 記録情報の一部が紙媒体で記録・保存されている個人情報ファイルについて、電子計算機処理されていない部分を含めて加工する必要がある、当該電子計算機処理されていない部分を専ら加工可能な状態にする作業に要する時間が膨大となる場合

ウ 抽出するデータ量が一定量を超えるとシステムを停止しなければならない情報システムで管理運用している個人情報ファイルについて、相当の時間にわたってシステムの運用を停止しなければ行政機関等匿名加工情報を作成できない場合

2 手数料の額

(1) 手数料の額の積算方法

主管課は、審査の結果、提案が審査基準に適合すると認めるときは、次のアからウまでに掲げる額の合計額により、手数料の額を積算する（条例第9条第1項）。

ア 基本事務に対応する額

行政機関等匿名加工情報の提供に関する事務を遂行するために必要となる提案の審査や審査結果の通知、契約の締結、成果物たる行政機関等匿名加工情報の提供など基本事務に対応する手数料の額（提案1件当たり21,000円）。

イ 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間に応じた額

行政機関等匿名加工情報を作成するに当たって行った、個人情報ファイルを管理運用している情報システムからのデータ抽出方法の設計及びデータ抽出の実行、加工のためのプログラムの設計及び加工処理の実行若しくは成果物の検査等の作業に必要とされる工数（単位：人時）を見積もり、当該工数に単価3,950円を乗じた額。

ウ 作成委託をする場合の額

行政機関等匿名加工情報の作成に当たり、その作成を事業者に委託する場合、当該委

託先に対して支払う額。

なお、作成委託をする場合であっても、当該委託のための文書の起案・決裁等の委託
手続をするために生じる事務に必要な時間等についてはイに含まれるものとして積算す
ること。

(2) 積算に当たっての留意事項

提案者に手数料の額を通知し、納付された後は、実際の処理に要した工数が事前に積算
した工数と相違する場合であっても差額の還付又は請求は行わないこととするため、正確
な手数料の積算を行うこと。ただし、提案者に通知した手数料の額に形式的な誤りが判明
した場合（例えば、10,000円とすべきところを100,000円と誤記した場合等）
はこの限りでない。

3 審査結果の通知

(1) 審査基準に適合する場合

主管課は、審査の結果、提案が審査基準の全てに適合すると認めるときは、規則の別記
様式第九により作成した「審査結果通知書」により次の事項を総務課を介して提案者に通
知する（法第114条第2項及び規則第59条第2項）。

ア 法第115条の規定により福岡県警察本部長との間で提案に係る行政機関等匿名加工
情報の利用に関する契約を締結することができる旨

イ 納付すべき手数料の額

ウ 手数料の納付方法

エ 手数料の納付期限

オ 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

カ その他必要な事項

なお、当該通知には、規則の別記様式第十により作成した「行政機関等匿名加工情報の
利用に関する契約の締結の申込書」（以下「申込書」という。）及び別添の標準様式第一を
参考として作成した「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約書」（以下「契約書」と
いう。）2通を併せて同封する（規則第59条第1項）。

(2) 審査基準に適合しない場合

主管課は、審査の結果、提案が審査基準のいずれかに適合しないと認めるときは、規則
の別記様式第十一により作成した「審査結果通知書」を、総務課を介して提案者に対し通
知する（法第114条第3項及び規則第59条第3項）。

なお、当該提案が審査基準に該当しない理由については、どの審査基準について、どの

ような理由から適合しないと認めると判断したかを可能な限り具体的に記載するものとする。

第8 手数料の納付及び契約の締結

1 手数料の納付

(1) 手数料の確認等

総務課は、審査基準に適合する旨の通知を受けた提案者（以下「契約者」という。）又はその代理人（以下「契約者等」という。）から送付された申込書に手数料相当額の領収証紙が貼付されているか確認を行い、不備がない場合には、領収証紙に消印する。

また、契約額が1万円以上の場合には、印紙税法（昭和42年法律第23号）の規定に基づき、2通提出する契約書のうち1通に契約額（納付する手数料の額）に応じた収入印紙を貼付させた上、契約書の提出を求める。

なお、領収証紙に消印した申込書及び収入印紙に消印した契約書は、主管課に配付するとともに、総務課において写しを保管する。

(2) 不備がある場合の措置

ア 領収証紙又は収入印紙（「以下領収証紙等」という。）が未貼付又は不足している場合

申込書又は契約書に所要の領収証紙等が貼付されていない場合又は領収証紙等の額が不足している場合には、契約者等に連絡を取り、申込書又は契約書を返戻するとともに、所要の領収証紙等を貼付した上で再提出を求める。

イ 手数料が過納である場合

申込書に貼付された領収証紙の額が所要の額より多い場合、領収証紙に消印する前に、契約者等に連絡を取り、申込書を返戻するとともに、所要の額どおりの領収証紙を貼付し直した上で、再提出を求める。

2 契約の締結

主管課は、申込書及び契約書を受け取った場合、契約書2通に記名し、うち1通を総務課を介して契約者等に送付するとともに、残りの1通を申込書とともに保管する。

この場合において、手数料の額が1万円を超えるときは、収入印紙を貼付していない契約書を契約者等に送付する。

第9 行政機関等匿名加工情報の作成及び行政機関等匿名加工情報等の安全確保の措置等

1 行政機関等匿名加工情報の作成

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成

主管課は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結後、契約書に記載された

行政機関等匿名加工情報の内容及び仕様等に基づき、行政機関等匿名加工情報を作成する。

この場合において、作成等に当たり不明な点等が生じた場合は、契約者等に確認する等、適切に対応すること。

また、行政機関等匿名加工情報の作成に当たっては、特定の個人を識別できないように、かつ、その作成に用いる個人情報を復元できないようにするために、規則第62条各号に定める基準に従って個人情報を加工するとともに、作成した行政機関等匿名加工情報については、契約者等に提供する前に、適正に加工されていることを確認すること。

(2) 作成を委託する場合の留意事項

ア 委託先との契約

行政機関等匿名加工情報の作成を事業者に委託する場合、手数料の積算を適切に行うため、契約者に審査結果を通知する前に委託先に対して委託料の見積額を算定させ、これを精査する必要があるが、審査結果通知の段階においては、契約の締結が確定的でないことから、委託先との間において契約者との利用契約の締結を停止条件とする委託契約を締結しておく必要がある。

このため、委託先の選定に当たっては、条件付の契約となることを十分周知し、当該委託契約が契約者との利用契約締結を停止条件として発効する旨を委託契約書で明らかにしておく必要がある。

イ 安全確保の措置

行政機関等匿名加工情報の作成を委託する場合の事務処理は、保有個人情報の取扱いに係る業務を委託する場合の事務処理に準じて取り扱うものとし、福岡県警察本部長が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関する規程（平成18年福岡県警察本部訓令第7号。以下「訓令」という。）第15条に従い、委託契約に秘密保持、再委託の制限等を明記するとともに、委託先における管理体制や検査に関する事項等を書面で確認するなど、適切な措置を講じるものとする。

2 行政機関等匿名加工情報等の安全確保の措置等

(1) 安全確保の措置

作成した行政機関等匿名加工情報、作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに加工の方法に関する情報については、訓令等の定めに従い、適切に取り扱うこと（法第121条第2項及び第3項）。

(2) 従事者の義務

行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する職員等は、業務に関して知り得た行政機

関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない（法第122条）。

第10 行政機関等匿名加工情報の提供及び提供後の監督

1 行政機関等匿名加工情報の提供

主管課は、行政機関等匿名加工情報を作成した場合、提案書に記載の方法に従って、総務課を介して速やかに契約者等に提供する。

この場合において、総務課は、主管課の担当者その他適切な者の立会い及び契約者等への説明を求めることができる。

2 提供後の監督

(1) 提案内容の変更

主管課は、行政機関等匿名加工情報の提供後に、契約者等から提案書の記載事項等について、変更が生じた旨の連絡を受けた場合、次のとおり対応する。

ア 事業の変更とまで言えないもの

人事異動等により行政機関等匿名加工情報の取扱いに従事する者等に変更が生じた場合等、事業の変更とまで言えない軽微な変更については、別添の標準様式第二を参考として、直ちに記載事項変更申出書を届け出るよう教示する。

イ 事業の変更に当たるもの

利用期間の延長、利用目的の追加・変更等、事業内容の変更に当たるものについては、法第118条第1項後段に基づき、事業の変更に係る提案を行わせる。

(2) 契約の解除

主管課は、契約を締結した者が次のいずれかの事由に該当するとき又は当該契約で定める解除事由に該当するときは、契約を解除することができる。

ア 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき

イ 法第113条各号に定める欠格事由に該当することとなったとき

ウ 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき

第11 作成された行政機関等匿名加工情報に係る提案等

提案者以外の者が、作成された行政機関等匿名加工情報の提供を希望し、又は既に行政機関等匿名加工情報の提供を受けた者が、提案書に記載した事業の変更を希望する場合（例えば、提案書に記載した行政機関等匿名加工情報の利用の目的を変更したい場合や、利用期間を延長したい場合）において、法第118条第1項に基づく提案が行われたときの手続については、第6から第10まで（第7の1(2)及び(3)を除く。）を準用する。

なお、提案者以外の者が、作成された行政機関等匿名加工情報の提供に係る契約を締結する場合に納付すべき提案1件当たりの手数料の額は、提案者の手数料と同一の額とし、既に行政機関等匿名加工情報の提供を受けた者が、事業の変更に係る契約を締結する場合に納付すべき提案1件当たりの手数料の額は、12,600円とする。

この場合において、提案書については規則の別記様式第十二を、審査基準に適合する場合の審査結果通知書については規則の別記様式第十三を、審査基準に適合しない場合の審査結果通知書については規則の別記様式第十四をそれぞれ用いることとなるので留意すること。

また、契約書については、別添の標準様式第三を参考として作成すること。

第12 その他

- 1 総務課長は、この要綱の手続によることが困難な場合には、別の取扱いをすることができる。
- 2 提案の事務処理等に当たっては、この要綱のほか、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」（令和4年個人情報保護委員会告示第1号）等を適宜参照すること。

第13 関係書類の保存

- 1 主管課に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、次表のとおりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
行政機関等匿名加工情報提案事務関係書類	提案書類	5年
	誓約書	
	審査結果通知書（写し）	
	申込書	
	契約書	
	記載事項変更申出書	

- 2 総務部総務課に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、次表のとおりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
行政機関等匿名加工情報の提案募集関係書類	提案書類（写し）	1年
	提案募集の公示関係書類（写し）	
	その他	